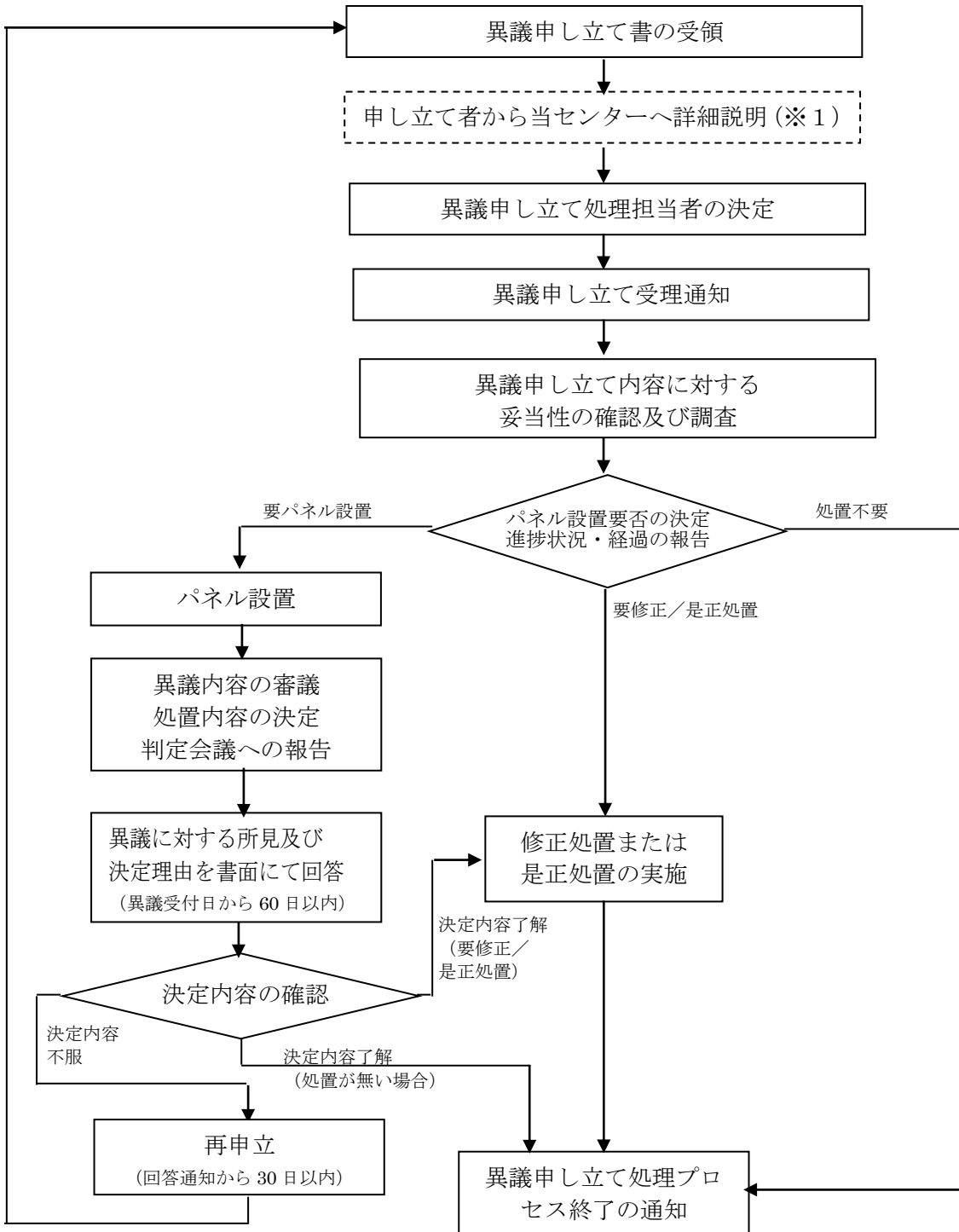


【日科技連 I S O 審査登録センター 異議申し立て処理プロセスの概要】



※1 組織のご希望に応じて実施いたします。

原則として、異議申し立て受付日から 60 日以内に回答をいたしますが、60 日を超える場合もしくは異議申し立て者から問合せがあった場合には、進捗状況及びそれまでに決まった事項について回答いたします。

なお、異議申し立てに関わる処理に対し、不服申し立てがあった場合、当センターは顧問弁護士と協議し、その対処方法を申し立て者に回答します。対処方法には法的解決が含まれ、法的解決に至る場合は、正規の法手続きを行い、司法の判断を得ることといたします。なお、訴訟は本センターの所在地を管轄する裁判所にて行います。